

東区校区自治協議会共創補助金の返還請求について

東区役所がA校区自治協議会に交付した自治協議会共創補助金（以下「共創補助金」という。）の一部について、本日、返還請求を行いましたので、お知らせします。

記

1 概要

A校区自治協議会の担当者（2名）がレシートの偽造などを行い、数年間にわたって資金を詐取していた旨、A校区自治協議会から報告があった。

自治協議会の資金には共創補助金が含まれていることから、同2名が関わった5年間（平成27年度から令和元年度まで）の支出について、区において再調査を実施したところ、平成30年度及び令和元年度の2年間について、共創補助金の過払いが判明したため、下記のとおり交付決定の一部取消し及び返還請求を行ったもの。

※自治協議会：小学校区を基本単位として、地域コミュニティを運営する自治組織。自治会・町内会のほか、防犯・防災、子どもなど分野別の各種団体で構成される。自治協議会は、自治会・町内会の分担金などからなる自主財源や、共創補助金などにより運営されている。

※共創補助金：自治協議会が行う公益的な活動に活用できる補助金。

2 返還請求額

229,046円

（内訳：平成30年度分33,955円、令和元年度分195,091円）

※別途、福岡市補助金交付規則に基づき加算金を請求します。

3 経緯

令和2年5月 自治協議会内で資金の詐取疑いを発見、内部調査を開始。

7月 自治協議会から東区に報告。

東区から自治協議会に、事実解明と結果報告を指示。

令和3年4月 自治協議会総会において、不正支出について報告。

7月 自治協議会が調査委員会を設置。

11月 自治協議会からの調査報告を受け、東区で関係書類の総点検を実施。

12月 共創補助金の過払いが判明したため、補助金の返還を請求。

4 再発防止について

A校区自治協議会に対し、再発防止策の策定及びその実施を指導する。また、他校区自治協議会に対しても、不正支出防止のための注意喚起を行うとともに、区職員による補助金関係書類の点検を徹底するなどチェック機能の強化を図る。

【問い合わせ先】

東区総務部地域支援課 久保山、川本 電話 645-1041（内線141-218）